


# くらしの情報が かわさき

川崎  
KAWASAKI CITY

1・2月号



2019年  
令和元年  
12月25日  
発行

- 特集記事  
健康食品との上手な付き合い方…P1・2
- いまどき相談事例 ……P3
- 消費税軽減税率制度が……P4  
始まっています

いまどき相談事例「未成年者のオンラインゲーム利用で高額請求」

発行 川崎市消費者行政センター

## 健康食品との上手な付き合い方

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所  
国立健康・栄養研究所  
食品保健機能研究部長 千葉 剛



健康維持のためのセルフケアの実践に健康食品の活用が謳われています。しかしながら、健康食品を上手くセルフケアに取り入れられている方はほんの一部で、多くの方は、なんとなく体にいいからと思って不必要に利用していたり、場合によっては摂取により体調不良を感じたりしています。また、高額な製品を購入したことで経済的損失を受けることがあります。そこで健康食品をセルフケアに活用するためのポイントをご紹介します。



### 1. 健康食品とは

健康食品とは健康に良いと思われる食品全般をさし、国の制度として認められている「保健機能食品（栄養機能食品、特定保健用食品（トクホ）、機能性表示食品の総称名）」と、それ以外の「いわゆる健康食品」に分けることができます（図1）。

保健機能食品は保健機能や栄養機能などの機能性を表示することができます。一方、いわゆる健康食品は、法律上、機能表示をすることができないため、効果を暗示させるような宣伝・広告や、体験談などによって有効性をアピールしているものがあります。しかしながら、保健機能食品と違い、人における有効性についてきちんと検証されていません。また、錠剤やカプセル状のいわゆるサプリメントが主流となっており、一見すると、薬の様に効きそうな気がしますが、あくまで食品ですので病気の治療効果はありません。

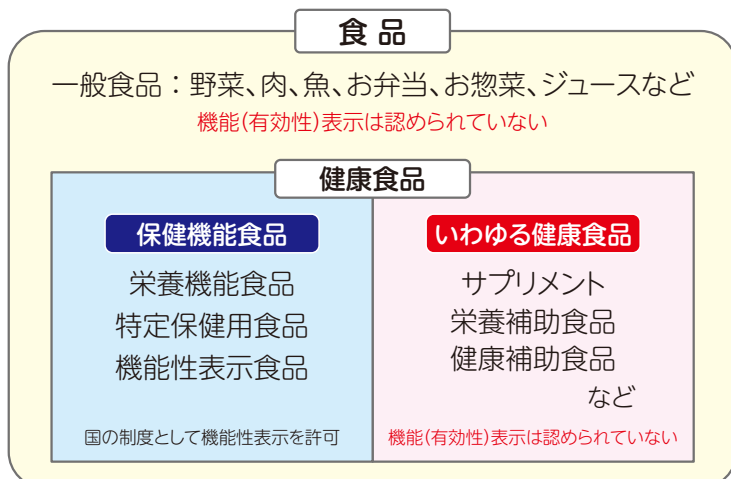


図1 健康食品の分類

## 2. 健康食品の上手な活用法

どの製品を利用していいかわからないといった時は、まずは保健機能食品であるかどうかを見分けましょう。保健機能食品は人における有効性が国または事業者の責任で調べられています。いわゆる健康食品の場合、消費者の皆さんは宣伝・広告の謳い文句をみて製品を選択していると思いますが、重要なのは品質です。品質に問題があれば、有効な成分が入っていても効果が得られないだけでなく、場合によっては健康被害の原因になってしまいます。製品を選ぶ際には、GMPマーク（図2）のついている製品を選ぶようにしましょう。ただし、GMPマークはあくまでも品質を保証するものであり、効果を保証するものではありません。また、過剰摂取による健康被害を避けるために、摂取目安量は必ず守り、複数の製品を利用する場合は、同じ成分が重複していないか確認しましょう。

どんな製品を利用する場合であっても、まずは普段の生活習慣を見直すことが重要です。生活習慣をおろそかにして、健康食品を摂取しただけで健康になれる、健康が維持できるといったことはありません。



図2 GMPマーク

## 3. 健康食品に関する契約トラブル

近年、健康食品による契約トラブルとして、インターネットなどで初回限定、お試し価格などと破格の値段設定で販売されており、これぐらいの値段ならと思って購入したところ、定期購入契約となっており、解約できないという相談が多いようです。このような場合の多くは、小さな文字で契約に関する注意事項が記載されており、そこを見落としていたことが原因です。そのため、購入する際は隅々まで確認する必要があります。また、インターネットではなく店舗で購入することでこのような契約トラブルを避けられるだけでなく、専門家（薬剤師や栄養士）と相談しながら、本当に自分に合った製品を選ぶことができます。



図3 「健康食品」の安全性・有効性情報

※ 詳しい情報は医薬基盤・健康・栄養研究所「健康食品」の安全性・有効性情報 (<https://hfnet.nibiohn.go.jp/>) (図3) を参照してください。

# 未成年者の オンラインゲーム利用で高額請求



## 相談事例

クレジットカード会社からの請求が25万円と高額になっていることに気がつき、利用明細を確認したところ、心当たりのない複数の決済があった。調べていったら、中学生の息子がスマートフォンでオンラインゲームをして、20万円分の有料のアイテムを購入していたことがわかった。遡って確認したら、先月も約3万円の決済をしていた。息子が勝手に母親のクレジットカード情報を入力して利用した高額請求で困っている。



## アドバイス

- オンラインゲームは、スマートフォン、タブレット、ゲーム機などをインターネットに接続して遊ぶゲームです。ゲームソフトやアプリは無料でダウンロードできるものもありますが、ゲームをより有利に進めるためのアイテムを購入する際に課金が発生します。
- 小学生、中学生などの未成年者が親に承諾を得ずに、オンラインゲームのアイテム購入などのために、親のクレジットカードや携帯電話事業者のキャリア決済で高額利用をしてしまった、という相談が寄せられています。
- スマートフォンやタブレットなどにクレジットカード情報が登録されていると、簡単に決済ができてしまう可能性があります。子供が利用している端末に登録されている情報を今一度確認してください。
- 民法では、未成年者が親などの法定代理人の承諾なく結んだ契約は取り消すことができるとしています。事例のようなケースの場合、ゲーム事業者やプラットフォーム事業者に、未成年者取消しを求めて交渉することになります。ただし、未成年者が自分は成人であると偽って利用したり、保護者の承諾を得ていると申告している場合などは、未成年者取消しが認められない可能性があります。
- また、事例のような場合、保護者がクレジットカードの管理責任を問われる可能性があります。クレジットカードが利用できるのはその名義人だけで、家族や友人にカードを貸すことは禁止されています。家庭内でも、クレジットカード本体はもちろん、カード番号、パスワードなども適切に管理しましょう。また、毎月の請求明細の確認を怠らないようにしましょう。
- さらに、キャリア決済サービスを子供に使わせないようにするためには、スマートフォンのキャリア決済限度額を0に設定しておきましょう。
- ゲーム会社やプラットフォーム会社は、保護者が子供のゲーム利用などを制限できるペアレンタルコントロール機能を提供しているので、これを利用しましょう。
- 有料のものを購入したい場合はどうするかなど、ゲームを利用する上でのルールを家族で話し合っておきましょう。
- 未成年の子供が利用した高額なオンラインゲームのトラブルで困った時は、早めに消費者行政センターにご相談ください。

## 若者のトラブル「188番」のお知らせ

若者を狙った悪質商法の被害未然防止のため、関東甲信越地区の都県市が共同で若者向け特別相談窓口を設置します。消費者トラブルで困ったことがあったらまず相談しましょう!

実施日：令和2年1月16日(木)・17日(金) 9:00～16:00  
※1月17日(金)の電話相談は19:00まで受付

相談  
電話

044(200)3030

または局番なし188

# 消費税軽減税率 制度が始まっています



令和元年10月1日から、消費税率が10%に引き上げられましたが、一部の商品・サービスに対しては、これまで通り、8%の消費税率が適用されています。その対象は、**飲食料品（食品表示法に規定する食品）の譲渡**と**新聞（定期購読契約が締結され、週2回以上発行されるもの）の譲渡**です。しかし、例外がいくつも存在しており、混乱している方もいるのではないのでしょうか？今回は、その主な例外について、整理してみました。

## 飲食料品だけど軽減税率制度の対象とならず、 消費税率10%のもの例

### お酒類



### 医薬品、医薬部外品等



### 外食

(ケータリング等も含む)

テーブル、椅子等の飲食設備で、顧客に食事を提供するサービスのこと。



### 一体資産

食品と食品以外の資産が  
あらかじめ一体  
となっている資産  
例) おもちゃ付きのお菓子



※ただし、税抜価格が1万円以下であって、食品の価格の占める割合が2/3以上の場合は軽減税率の対象となります。

※ただし、お店がイートイン及びテイクアウトの双方に対応している場合は、イートイン=消費税率10%、テイクアウト=消費税率8%となります。この場合、売り手は販売時に顧客の意思確認などを行い、**販売時に適用税率を判断します**。購入時に、イートインか、テイクアウトかを売り手に伝えるようにしましょう。

消費税軽減税率について、何か不明な点がある場合は、**消費税軽減税率電話相談センター**までご相談ください。

☎ 0120-205-553 【受付時間】 9:00～17:00（土日祝除く）

また、消費税増税に便乗した悪質商法も発生しています。不審な電話がかかってきた場合には、**川崎市消費者行政センター**までご相談ください。

☎ 044-200-3030 【受付時間】 月～木曜日 9:00～16:00 金曜日 9:00～19:00 土曜日 10:00～16:00

くらしの情報かわさき

1・2月号（隔月発行）2019年（令和元年）12月25日発行

〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町11-2 川崎フロンティアビル10階

☎ 044(200)3864 FAX:044(244)6099

●イラスト…タナカタケシ

●発行…川崎市経済労働局 産業政策部 消費者行政センター

消費生活に関する情報は、消費者行政センターホームページでも提供しています。



ホームページ

川崎市消費者行政センター

検索